

農業委員会定例会 1月

1. 開催日時 令和3年1月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 2番委員、11番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第5号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 今年最初の委員会です。皆様よろしくお願ひします。定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思ひます。議事につきましては、会長に進行をお願ひします。

議長 皆様おめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひします。コロナで大変な時期でございますが、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。早速ですが議事に移らせていただきます。本日の議事録署名人ですが、8番委員、9番委員にお願ひします。それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■番 畑 447 m² について■■■■■番地の■■■■■が譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっております。■■■■■の現在の経営規模は 171,139.29 m² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 今、■■■■■は■■■■■で開発しています。（開発箇所からは）少し飛び地になりますが、一番東手の場所です。今回こういう形で出てきておりますので、別段問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■番 ■■■■ 畑 564 m² と■■■■■番 ■■■■ 畑 112 m² と

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番田 63㎡ と
■■■■番田 596㎡ と
■■■■番畑 334㎡ と
■■■■番畑 518㎡ と
■■■■番畑 419㎡ の計5筆1,930㎡について
■■■■番地の**■■■■**さんが譲り受け、申請地の**■■■■**、**■■■■**では
■■■■、**■■■■**、**■■■■**、**■■■■**では**■■■■**を栽培する計画となっています。
■■■■さんの現在の経営規模は7,585㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員

所有者の**■■■■**さんは、この前の委員会でも(3条申請案件が)出てきていたと思いますが、自身の持ち家が売れたため、その他の土地を処分したいと、私にも声がかかりましたが、最終的に**■■■■**さんがもらうことになったそうです。耕作状況が(**■■■■**さんが所有されている)現状と変わらないのであれば、問題ないように思います。どうでしょうか。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

5番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番畑 342㎡ と

■■■■■■■■■■ 番 畑 1,265 m² の計2筆1,607 m²について
■■■■■■■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■■さんが譲り受け、申請地の■■■■■■■■■■では野菜、
■■■■■■■■■■では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規
模は4,586 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条
第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断してい
ます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番委員 一枚については、■■■■■さんの家の前に畑があり、その隣で問題ありませ
ん。もう一枚は、■■■■■さんの家の上に■■■■■畑があり、その上の畑です
が、(■■■■■さんが) ご高齢なこともあり少し難しい部分もありますが、問
題ないように思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号(農地法第4条の規定による許可申請)について、事務
局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■■■■■■ 番 畑 155 m² について
隣接する宅地(■■■■■■■■■■ 計341.55 m²)と併せて■■■■■■■■■■を
設置するための転用申請となっています。
■■■■■さんは、■■■■■収入を得るため、自己の所有地で■■■■■■■■■■を初め
て行うこととしています。
転用に係る造成については、擁壁の設置はなく既存石積を利用し、切土、
盛土はなく除草のみ行う計画となっています。また、雨水については自然
浸透により排水する計画となっています。
なお、土地改良区の意見として、土砂の流出により農業用排水路が閉塞し
ないよう留意することと付されています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に
問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと

判断しています。

議長

これは、私の（地元の）案件になります。現地確認しました。場所は■■■■のところでした。今から■■■■を設置して割に合うのかわかりませんが、問題はないでしょう。土地改良区の役員からも相談がありました。水の排水関係だけ留意するよう意見がございました。（そこだけ気を付けていただいたら）問題ないように思います。
この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■番 畑 1,988 m² について■■■■の■■■■が、■■■■を設置するための転用申請となっています。
申請地は、6月定例会において審議いただいた転用案件について許可申請を取り下げ、転用計画を変更して申請するものとなっています。
転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透及び既設水路に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

事務局から説明があったように、昨年上がった案件が2筆減って1筆になったものです。問題ないように思いますが、ただ、山裾に集めている木を先に撤去しなければ許可できないように思います。一応、事務局に■■■■へ連絡するように伝えました。個人的には、木の撤去ができれば問題ないよ

9 番委員 この土地は分筆していますか。

事務局 しています。

9 番委員 下の（27 ページの）図面には（分筆された）番地がありますが、上の（26 ページの）図面には（その）地番がありません。■■■■■を分筆して■■■■■と■■■■■に分けているのですか。

事務局 公図の方ですか。

9 番委員 いや、下の図面ですかね。建築士が書いてくれているものと、上の公図とが少し違うため、ちょっとお聞きしております。

事務局 元々は■■■■■という土地がありましたが、今回の申請地については■■■■■と、もう一つの■■■■■という地番の3つに分かれております。しかし、公図上は（小豆島町のシステムの都合上）■■■■■しか表記が無い状態だったため、こちらで■■■■■を書き加えました。

9 番委員 （申請が）上がってくる時には、この公図は添付されてこないですか。わかりにくいと言ってしまったらおかしいですが、公図も下の（建築士の）図面と同じようなものをつけてほしいです。もう、分筆していると思いますが。

事務局 申請者側からは最新の公図の写しがついてきておりますので、そちらを（今回の議案の図面として）つけた方が良かったかなと思います。気を付けます。

9 番委員 わかりやすい方がいいです。

事務局 因みに、分筆ですが去年の12月25日で、最近されました。

議長 建築士の公図があっているのですね。

事務局 そうです。

■■■■■■■■■■ 番 畑 718 m² と

■■■■■■■■■■ 番 畑 940 m² と

■■■■■■■■■■ 番 畑 729 m² と

■■■■■■■■■■ 番 畑 1,125 m² と

■■■■■■■■■■ 番 畑 685 m² の計5筆4,197 m²について

■■■■■■■■■■ 番地 ■■■■ の ■■■■ さんが、再度借り受けるものです。

申請地では、■■■■■■■■■■ を栽培する計画で、期間は9年11月間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は6番委員ですが、この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【6番委員着席】

6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、7番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【7番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■■■■■■■ 在住の ■■■■ さん所有の

■■■■■■■■■■ 番 田 1,395 m² について

■■■■■■■■■■ 番地 ■■■■ の ■■■■ さんが、新たに借り受けるものです。

申請地では、■■■■■■■■■■ を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は7番委員ですが、この件について意見はございますか。8番委員、意見はございますか。

8番委員 前に、図面の西側を同じように申請されていて、その続きになります。別段問題ありません。

議長 ありがとうございます。他に委員の皆さん何かございませんか。

委員一同 ありません。

議長 非常に大きな荒地が大石にはございます。7番委員にはぜひ頑張っていたきたいと思っております。
ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【7番委員着席】

7番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。ついでですが、
■■■■と■■■■も（借受を）念頭に置いてお願いいたします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■番 ■■■■ 雑種地（現況：畑） 590㎡ と
■■■■番 ■■■■ 田 394㎡ と
■■■■番 ■■■■ 田 802㎡ の計3筆1,786㎡について
■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 更新です。10年くらい前に借りたそうです。だいぶ木も大きくなっております。綺麗にされているため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番から7番
について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■番 ■■■■田 870㎡ と
■■■■番 ■■■■田 831㎡ の計2筆1,701㎡について
6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■番 ■■■■畑 1,221㎡ について
7番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■番 ■■■■畑 1,180㎡ について
■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は5番と7番については9
年3月間、6番については10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 5番農地の所有者である■■■■さんは、年齢が100歳くらいでシニアカーを
利用されていますので、上の田に行くのは難しいでしょう。6番農地の所
所有者である■■■■さんは、最近までは綺麗に管理されていましたが、昨年か
一昨年辺りに身体を壊されたので、管理ができなくなっていました。7番
農地の所有者である■■■■さんも、年齢が100歳くらいで草だけ刈っていた
状態です。借受人の■■■■さんは、■■■■在住とありますが、頻繁に帰ってき
ているそうです。他にも■■■■を作っております。今からも丁寧に作ら
れると思いますので、別段問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

ています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員

現在も■■■さんは横の■■■で■■■栽培しており、問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第5号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号は、■■■の■■■さんの認定申請となっております。■■■さんは2回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。■■■さんは、■■■地区で■■■を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、老朽化した設備の修繕を進め、設備・施設の環境改善に努め、反収増を目指すとのことです。目標年間所得は■■■円、目標年間労働時間は■■■時間となっております。主たる従業員1人当たりの年間目標所得は■■■円、目標年間労働時間は■■■時間です。現在■■■aで■■■t生産していますが、5年後の計画で、■■■aで■■■t生産する計画となっております。生産方式の合理化については、現在、香川型高設栽培システムで管理しており、新型のらくちんコントローラー（制御コントローラー）や、みどりクラウド（モニタリング機器）を導入し、より高いレベルでの栽培を目指しています。今後は、設備の老朽化が見られる部分の修繕を進めていくとのことです。経営管理の合理化については、現在、パソコンの農業簿記ソフトで経営管理をしており、今後は、申告時にe-taxの利用を目標とするとのことです。農業従事の態様の改善については、現在、専従者の妻とパート2名で作業をしており、作業効率を上げるよう努めているそうです。今後は、労務管理や安定した人材確保のための知識を深めるように努めていくとのことです。

議長 委員の皆様にご意見を伺う前に、(小豆島町地域農業再生協議会)の担い手部会の書面決議の結果はどうでしたか。

事務局 一応、皆様承認いただいております。

議長 この件について意見はありますか。
■■■さんのハウスは■■■のものでしょうか。

1番委員 そうですね。

議長 中の設備は■■■が修繕等を行ってくれますか。それとも、個人で(修繕等)を行いますか。

1番委員 個人だったと思います。確か、近くの圃場の■■■さんが3~4年前に整備した時、自費でしたと聞いております。

議長 わかりました。事務局に質問ですが、設備や施設の整備のための補助金はありますか。

事務局 町ではありませんが。もしかしたら、■■■や正確な名前は覚えておりませんが■■■の方では認定農業者向けの資金援助があったと思います。

議長 わかりました。他にありませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようございますので、当委員会では承認するものとし
ます。
議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 今日は大寒で、暦の通り大変寒かったです。皆様お越しいただき熱心にご協議いただきました。どうもありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時15分

議 長 会長

議事録署名人 8番

議事録署名人 9番